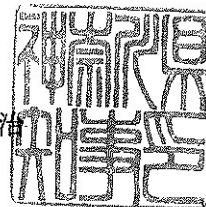


水第 1310 号
令和 5 年 6 月 14 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

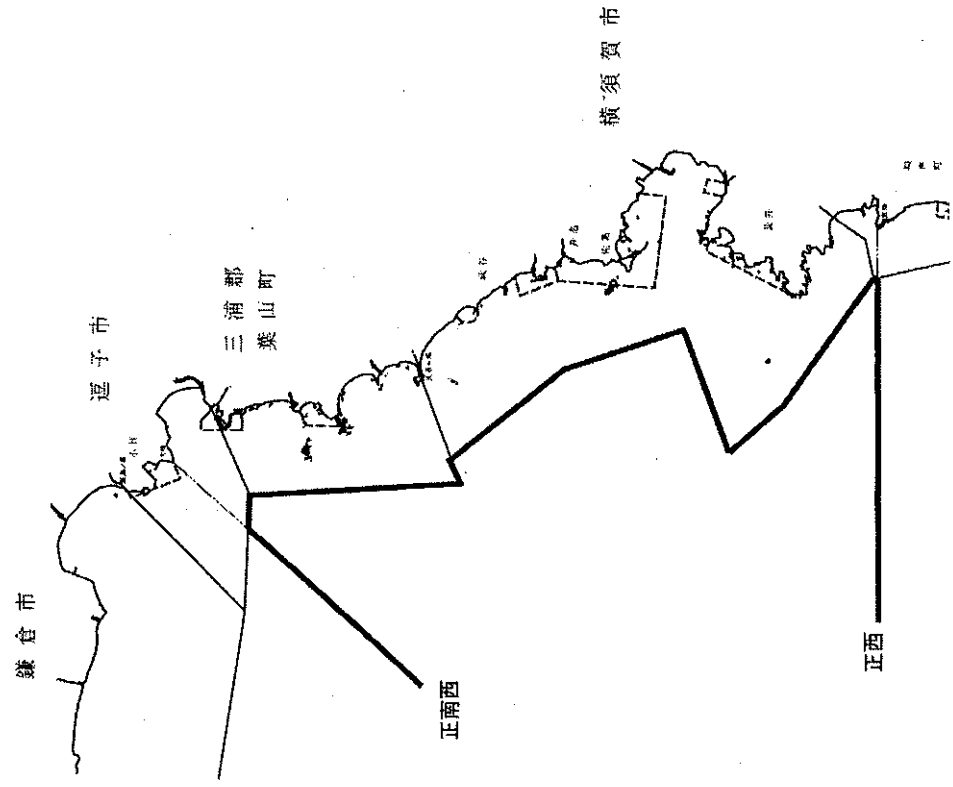


(別紙)

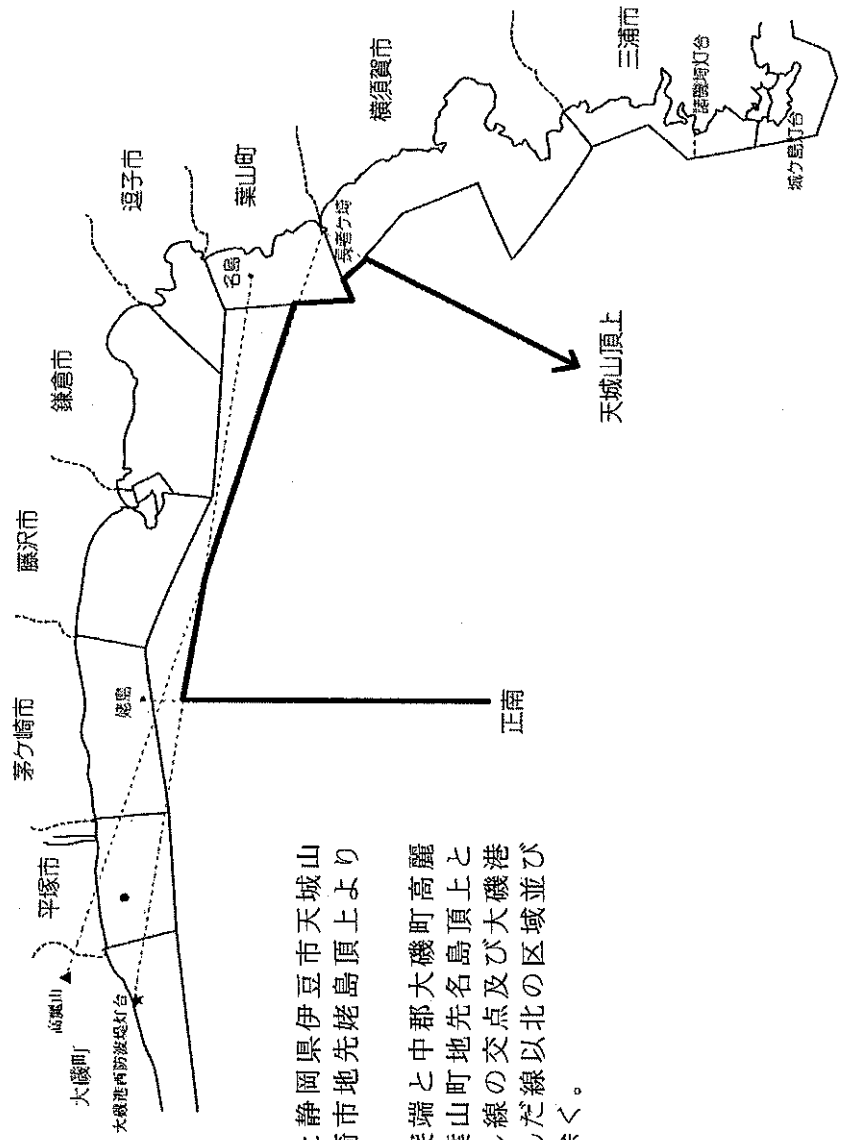
漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可を申請する総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間	漁業時期	許可又は起業の認可を申請すべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かます一枚網漁業	操業区域 三浦市初声町黒崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	横須賀市長井町に漁業根拠地を有している者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3cm以上 (2) 網丈 6m以下 (3) 網1反の長さ 120m以下 (4) 1統の網の使用反数 15反以下 2. 網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	令和5年7月3日から同年8月2日まで	令和5年8月8日から令和5年8月21日まで
						令和5年9月8日から令和5年8月21日まで

三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



ひらめ 一枚網 漁業	1	同上	横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天 城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥 島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。	11月1日 から翌年 4月30 日まで	鎌倉市 腰越に 漁業根 拠地を 有して いる者	漁具の規模は 次のとおりと する。 1. 目合 15 cm以 上 2. 網丈 4.5m以 下	同上	令和5年 8月12 日から令 和8年10 月31日 まで
------------------	---	----	---	------------------------------	--	--	----	---



操業区域

横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。

きす、 かに、 このし ろ、い しもち 一枚網 漁業	14	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びC Dの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台 中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿い60メートル に位置する同護岸先端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メー トルに位置する同護岸先端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流 端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流 端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切 部先端海側南角 H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いに Gから500メートルに位置する同護岸天端海 側端 点の位置 ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いに Gから383メートルに位置する同護岸天端海 側端 イ GからHを見通した線を0度とし、Gか ら右回りに348度17分392メートルの点 ウ Aから9度30分(真方位)1,550メー</p>	3月1日 から12 月31日 まで	横浜市 金沢区 に漁業 根拠地 を有し ている 者	なし	同上	令和5年 9月1日 から令和 9年12 月21日 まで
--	----	--	----------------------------	---	----	----	--

か れ い 三 枚 網 漁 業	12	同上	ルの点 エ Aから101度30分(真方位)1,730メー ルの点 オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メー トルの点 同上 (1)アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF 及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台 中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿いに60メー ルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿いに7.5メー トルに位置する同護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流 端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流 端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切 部天端海側南角 H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いに Gから500メートルに位置する同護岸天端海 側端 点の位置	同上	なし	同上	令和5年 9月1日 から令和 8年11 月17日 まで
	2						

			<p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いに Gから383メートルに位置する同護岸天端海 側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gか ら右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メー トルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メー トルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メー トルの点</p> <p>(2)カキ、カク及び陸岸によって囲まれた 区域</p> <p>点の位置</p> <p>カ 南本牧ふ頭護岸南角</p> <p>キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角</p> <p>ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業 場の海側サイロ北東端</p>					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

(1) アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF及びCDDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点の位置

- A 横浜市金沢区木村ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する
同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する
同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
- H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

点の位置

- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
- イ GからHを見通した線を0度とし, Gから右回りに348度17分392メートルの点
- ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点
- エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点
- オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域

点の位置

- カ 南本牧ふ頭護岸南角
- キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角
- ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端

